

○福島県屋外広告物許可申請等手数料条例

昭和三十六年十二月二十五日

福島県条例第五十五号

改正 昭和三十四年三月一九日条例第一一号

昭和三十九年三月二六日条例第一二二号

昭和三十五年三月三〇日条例第二八号

昭和三十五年三月二五日条例第二三三号

昭和三十六年三月二五日条例第二三三号

昭和三十七年三月二〇日条例第二六六号

平成四年三月二四日条例第五二二号

平成十一年三月一九日条例第二五五号

平成十二年三月二四日条例第一三七号

平成一七年三月二五日条例第五七号

平成一七年七月一二日条例第一〇二二号

平成二十三年三月一八日条例第四五五号

〔福島県屋外広告物許可手数料条例〕をここに公布する。

福島県屋外広告物許可申請等手数料条例

(昭四九条例一二・改称)

第一条 福島県屋外広告物条例(昭和三十六年福島県条例第二十三号。以下「条例」という。)

第五条、第六条第四項、第七条、第十条第三項若しくは第十一条第一項に規定する広告物若しくは掲出物件(以下「広告物等」という。)の表示若しくは設置についての許可、許可の更新若しくは変更許可の申請、条例第二十三条第一項の登録(同条第二項の登録の更新を含む。)の申請若しくは条例第二十四条第一項の講習会の受講の申込みがあつたとき又は同条第四項の証明書を交付するときは、当該申請者等から、この条例の定めるところにより、屋外広告物許可申請手数料、屋外広告業者登録申請手数料若しくは屋外広告物講習会受講手数料又は屋外広告物講習会受講証明書交付手数料(以下これらを「手数料」という。)を徴収する。

(昭四九条例一二・昭六一条例二三・平一一条例二五・平一七条例五七・平一七条例一〇二・平二三条例四五・一部改正)

第二条 屋外広告物許可申請手数料の額は、別表種類の欄に掲げる広告物等の種類ごとに、同表単位の欄に掲げる単位につき、同表枚数又は規模の欄に掲げる表示し、又は設置しよ

うとする広告物等の枚数又は規模の区分に応じ、それぞれ同表金額の欄に掲げる額（同表備考2に掲げる広告物等にあつては、その規定により算出して得た額）とする。

2 屋外広告業者登録申請手数料の額は、一万一千円とする。

3 屋外広告物講習会受講手数料の額は、四千元とする。

4 屋外広告物講習会受講証明書交付手数料の額は、一通につき三百円とする。

（昭四九条例一二・昭五三条例二八・昭五五条例二三・昭六一条例二三・平四条例五二・平一一条例二五・平一七条例五七・平二三条例四五・一部改正）

第三条 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により届出をした政治団体が表示するはり紙（福島県屋外広告物条例施行規則（昭和六十一年福島県規則第五十六号）別表第四（以下「規則別表」という。）に規定するはり紙をいう。以下同じ。）、はり札等（規則別表に規定するはり札等をいう。以下同じ。）又は立看板等（規則別表に規定する立看板等をいう。以下同じ。）については、知事は、屋外広告物許可申請手数料の全部又は一部を免除することができる。

（昭四九条例一二・昭六一条例二三・平一一条例二五・平一七条例一〇二・一部改正）

第四条 手数料は、福島県収入証紙で納めなければならない。

第五条 詐欺その他不正の行為により手数料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料を科する。

（平一二条例一三七・一部改正）

#### 附 則

1 この条例は、昭和三十七年四月一日から施行する。

2 屋外広告物許可申請手数料条例（昭和二十五年福島県条例第二十号）は、廃止する。

別表（第二条関係）

（平一一条例二五・全改、平一七条例一〇二・一部改正）

種類	単位	枚数又は規模	金額	摘要
はり紙	一件	五〇枚（五〇枚未満の端数があるときは、五〇枚とする。）につき	二五〇円	
はり札等	一件	一〇枚（一〇枚未満の端数があるときは、一	八〇〇円	

		○枚とする。)につき		
立看板等	一個		三五〇円	
広告幕又は広告旗	一個		四五〇円	
気球利用 広告物	一個		二、五〇〇円	
電柱等利 用広告物	一個		五五〇円	
広告板又は 広告塔	一基	一平方メートル以下のもの	一、〇〇〇円	規模は、一基当たりの表示面の面積を合計した面積とする。
		一平方メートルを超え、三平方メートル以下のもの	一、六〇〇円	
		三平方メートルを超え、六平方メートル以下のもの	二、三〇〇円	
		六平方メートルを超え、一〇平方メートル以下のもの	三、一〇〇円	
		一〇平方メートルを超えるもの	一〇平方メートルを超える五平方メートル（五平方メートル未満の端数があるときは、五平方メートルとする。）を増すごとに一、一〇〇円の割合で算出して得た額を三、一〇〇円に加算した額	
アーチ広告塔	一基		三、五〇〇円	アーチ広告塔に表示し、又は設置する広告物等については、この表の広告

				板又は広告塔の項に定めるところによる。
--	--	--	--	---------------------

備考

- 1 この表において「広告幕」、「広告旗」、「気球利用広告物」、「電柱等利用広告物」、「広告板」、「広告塔」及び「アーチ広告塔」とは、それぞれ規則別表に規定するものをいう。
- 2 この表の種類により難いもの又はこの表に種類の定めのないものについては、その都度、知事が定める。
- 3 ネオンサイン、イルミネーションその他発光し、又は照明装置のある広告物等に係る屋外広告物許可申請手数料の額は、当該広告物等についてこの表により算出して得た額に一・五を乗じて得た額とする。ただし、当該額に一〇円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

附 則（昭和四三年条例第一一号）

この条例は、昭和四十三年四月一日から施行する。

附 則（昭和四九年条例第一二号）

この条例は、昭和四十九年四月一日から施行する。

附 則（昭和五三年条例第二八号）

この条例は、昭和五十三年四月一日から施行する。

附 則（昭和五五年条例第二三号）

この条例は、昭和五十五年四月一日から施行する。

附 則（昭和六一年条例第二三号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

附 則（昭和六二年条例第二六号）

この条例は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則（平成四年条例第五二号）

この条例は、平成四年四月一日から施行する。

附 則（平成一一年条例第二五号）

この条例は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年条例第一三七号）

- 1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一七年条例第五七号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第二条に一項を加える改正規定、第二十三条の改正規定、同条の次に十二条を加える改正規定、第二十五条の改正規定、第二十六条の改正規定（「屋外広告業を営む者」を「屋外広告業者」に改める部分に限る。）、第二十七条の二第十三号の改正規定（「勧告」の下に「（屋外広告業者の登録に係るものを除く。）」を加える部分に限る。）、第二十八条の次に一条を加える改正規定、第二十九条の前の見出しを削る改正規定、第三十条の改正規定（同条第一項第一号から第四号までの改正規定を除く。）、同条の次に一条を加える改正規定、第三十一条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに附則第十項の規定（以下「改正規定等」という。）は、同年七月一日から施行する。

附 則（平成一七年条例第一〇二号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二三年条例第四五号）抄

この条例は、平成二十三年七月一日から施行する。